

新幹線車内業務の見直しに対する団交 会社はあっせんを受諾せず！

新幹線車内業務の見直しについての団体交渉に応じるように、本部が7月4日東京都労働委員会に申請したあっせんに対し、7月14日、会社があっせんを受諾しないことが明らかになりました。

会社が組合に提案した内容について労働組合が団体交渉開催を求めれば、労働基準法に基づき、会社はこれに応じなければなりません。新幹線車内業務の見直しは、大幅な要員削減や労働条件の変更、車内の安全確保に関わる重大な問題です。一方的な説明で済ませられるものではありません。

J R 東海労は、このような会社の理不尽な行為を許すことなく、あらゆる手段を駆使して闘います。

会社は、組合の要求に応じて 直ちに団交を開催せよ！！